

令和6年度事業計画

社会福祉法人 あゆみ園

本部事業計画

はじめに

社会福祉法人あゆみ園を取り巻く環境は、利用者の重度・高齢化や福祉施設の構造的な人員不足に端を発し、本園においても例外ではなく、支援員等人員の確保が最大の課題となっています。さらに令和6年度中に電気料金など国の補助制度が縮小することによる、光熱水費・燃料費のさらなる負担増が見込まれ厳しい経営環境が続くものと考えられます。

これらの課題は全国的な問題でもありますが、あゆみ園が将来にわたり持続可能な施設運営を行ううえで必要な課題を明らかにし、短期及び中長期的な計画を策定することにより今後のあゆみ園の経営安定化と事業の発展を図ります。

1、管理運営体制

本年度は、効率性に着目した事業展開を進め、施設利用者の重度高齢化による支援の在り方等十分議論していくことが必要不可欠な状況であると認識しています。

組織運営体制については、管理職2人体制に移行し、組織のスリム化、最適化を図り、意思決定過程の迅速化を進めます。令和6年度は職員との対話を重ね、将来に向けた相乗効果を期待します。

2、透明で安定した法人運営

法人運営につきましては、評議員会や理事会、監事監査を通じ透明で安定した法人運営に努めます。また、経営会議を定期的で開催し、将来に向けての展望など多岐にわたり議論していきます。

理事会や評議員会に提案する議案の審議や事業運営に係る重要事項についても協議し、計画的な事業執行を図ります。

①評議員会 6月

②理事会 6月、9月、11月、2月、3月

③会計監査の実施 5月

3、人材育成と働きやすい職場環境

障害福祉サービスを継続かつ安定的に提供するためには、職員の確保と資質の向上が重要です。

各種職員研修会については、会場での研修やグループワークなど充実した研修内容となっており積極的な参加を推進します。人事給与制度の見直し、職場におけるハラスメント防止など働きやすい職場環境を醸成します。

4、施設整備

ホームみどりの事務室が手狭なことから、職員ロッカー等配置するためのプレハブ小屋を新設します。あゆみ事業所では、作業棟1階のテレビ買い替え、浴室シャワーの温度調節機能の修理をおこないます。調理場は、令和3年8月に空調機が故障し、食品管理及び職員の体調管理維持のため本年度更新します。

5、公益的な取組み

当法人の公益的な取組みとしては、栃木県内の社会福祉法人で発足しました「いちごハートネット事業」、栃木市が独自で実施しております「栃木市くらしだいじネット」、大規模災害における広域支援を行う「栃木県災害福祉支援チーム事業」への参加など、社会福祉法人の役割や使命を果たしていきます。また、関係機関や団体からの依頼による講師や委員の派遣などについて、本年度も継続し取り組んでいきます。

保健事業計画

はじめに

今年度も、利用者・職員の健康管理、相談、生活習慣病健診等を実施します。新型コロナウイルスの感染予防や対策について、法人全体で連携を図り対応していきます。

また、健康面では嘱託医・協力医、産業医・衛生管理者との連絡、相談、助言、指導を頂くと共に、看護や医療の専門的知識を深める努力と、利用者の皆様が安全で快適に生活できるように、サポートしていきたいと思っております。

1. 健康管理について

時 期	項 目	対 象			備 考
		グループホーム	日中活動事業所	職 員	
4 月	身体測定	○	○		
	体重・血圧測定	○	○		毎月実施
	内科検診	○	○	○	毎月実施
6 月	生活習慣病健診			○	35歳以下
7 月	救急法講習			○	
10 月	生活習慣病健診	○	○	○	職員 10～11 月
	肺癌検診		○		
11 月	インフルエンザ予防接種	○	○	○	
	体温測定	○	○	○	毎日
	歯ブラシ・コップ消毒	○	○		随時

2. その他

介護保険利用申請、身体障害者手帳交付申請、保護帽・装具の申請、各専門員・ドクターとの連絡相談、医療的処置、通院・記録、看護学生指導、利用者への支援・薬の準備など

調理事業計画

はじめに

グループホームの休日（土・日・祝日）の全ての食事について、昨年度はスムーズに提供できました。本年度についても、昨年度同様に提供できるよう努めていきます。集団調理ではなく、より家庭的な雰囲気を重視し温かい食事を提供していきます。

また、今年度も誕生月の利用者の嗜好調査を行い、各月2回の「誕生食メニュー」、タイヘイの「お楽しみメニュー」、特別食を提供していきます。

今年度も、安全で美味しく、そして利用者に喜ばれる食の提供に職員一丸となり努めていきます。

1、満足感のある食事をめざして

- ・利用者の嗜好を考慮した「誕生食メニュー」を提供します。
- ・毎月行っている調理会議にて、新たな情報提供や意見交換をしながら意識や技術の向上を図ります。
- ・GW、お盆休み、年末年始に、季節に応じた特別メニューを提供します。
- ・余暇活動時の行事に合わせたおやつを提供。

2、衛生管理について

- ・検便検査（毎月）、害虫駆除（年2回）を実施。
- ・自主衛生管理（HACCP）に沿った衛生管理の徹底。（給食日誌・個人衛生チェック表・食品衛生チェックリスト・検食簿・環境衛生）
- ・原材料受け入れ時の交差、二次汚染防止に努めます。
- ・配膳前後、感染症防止のため都度消毒実施し、配食時の感染症防止対策に努めます。

3、食事環境の改善

- ① カルシウム摂取向上→牛乳、ヨーグルト提供・カルシウム強化メニューの提供
 - ② タンパク質摂取向上→アレンジメニューの提供
 - ③ ボリュームアップ改善→同食材を増量
 - ④ 休日の手作りおやつに鉄分・ビタミン・ミネラルを含むおやつを提供
 - ⑤ 災害時非常食対応→ホームみどりのみではなく、各事業所に（3食、3日分）提供できる体制を継続
 - ⑥ 緊急短期利用者への食事提供
 - ⑦ アレルギー食・禁食者の別メニュー提供
- （①～④はホームみどりについて）

生活介護事業所あゆみ事業計画

はじめに

現在、19名の方が契約し利用いただいております。

利用者の「身体機能の低下」、「高齢化」といった課題が年々露わになっていることを踏まえ、徒歩訓練を主に体力・機能維持のためのサービスを提供していきます。

新規利用者獲得の為、実習生の受け入れや体験利用、関係機関との情報共有を積極的に取り組んでいきます。また、受け入れるだけでなく、学校等に足を運び事業所のアピールに繋がるようにします。

生産活動につきましては、納期等に追われることなく、利用者各々の能力や情緒の状態を考慮した内容・作業量を設定することで、ストレスなく活動に参加していただけるようにします。

職員は、質の高い支援を行う努力を怠らず、虐待防止にも努めます。

1、日常生活支援について

- ・利用者の特性に合わせた日常生活動作の自立、機能の維持・低下防止に向け、一人一人の「できること」に注目し、強みを活かした支援を提供していきます。

2、生産活動について

- ・アルミ缶・段ボール・新聞紙などの資源回収、古紙を再利用した紙製品作成、廃油石鹸作りなどを引き続き行い、得られた作業工賃を利用者に分配していきます。

3、余暇活動、社会参加の充実

(1) 余暇活動

- ・季節の行事を通して、四季折々の文化や食事が楽しめるような活動を提供します。
- ・利用者の希望を聴き取ったり、想いを汲み取ったりしながら、好きなこと、得意なことを取り入れることで、満足度の高い活動になるように努めます。

(2) 社会参加の充実

- ・徒歩訓練を兼ねた地域の方々との交流の機会を確保していきます。
- ・作業工賃等を利用して、昼食やおやつ外出の機会を作り、楽しみながら社会参加出来るように一緒に考えます。

4、保護者参観、保護者面談

- ・園にお越しいただく機会を設定することで、園での様子をお伝えし事業所への要望の聴き取りを行うと共に、保護者と職員のコミュニケーションの場を確保していきます。

5、風通しの良い施設作り

- ・活動の様子を知っていただくために、見学者やボランティア、施設体験実習生の受け入れを積極的に行い、「地域に開かれた施設」を目指していきます。

6、感染症予防

- ・検温等の健康チェック、定期的な換気などを徹底し、安心してご利用いただける環境を作っていきます。

生活介護事業所すてっぷ事業計画

はじめに

令和6年4月時点での利用契約者は23名。18歳から83歳の方が利用されています。

年齢別では、10～20代が3名、30～40代が5名、50～60代が最多で14名、80代1名となっています。

男性14名、女性9名の23名で、うち22名がGHみどり入居者、1名が在宅の方となっています。

加齢だけではなく障害の重度化も進んでいます（区分6：5名 区分5：10名 区分4：8名）。

その為、活動の中で体調の変化や怪我・転倒等には十分に気を付けています。活動内容として体力維持の為に機能訓練・散歩、軽作業、余暇活動（レクリエーションや季節を感じる事の出来るイベント）等利用者の意向や個々の状態に合わせ、楽しく活動を提供していきます。

1、日常生活支援について

- ・食事、排泄、着脱、手洗いなどの自立や能力の維持・向上ができるよう支援します。
- ・散歩、室内運動等体力と健康維持に努めます。内容については、個々の状態に合わせ支援します。
- ・利用者に合わせた機能訓練をおこない身体機能の維持・向上に努めます。

2、作業活動について

- ・鯉のえさ作り（通年）。利用者一人ひとりの状態に合わせた内容を提供します。
- ・作業の中にはいくつかの工程がありますが、可能な限りご本人の希望に沿う形の活動内容から選んでいただきます。また、自己決定できる環境を作っていくとともに、活動への意欲が維持、向上出来るように手助けします。

3、余暇活動・社会参加の充実

- ・グループ別での旅行を企画し、楽しんで頂けるようにします。
- ・毎週火曜日の午後は、レクリエーション活動として計画し実施します。
- ・毎月1回は、余暇活動日を設定し季節に合った内容や利用者が楽しめる内容を企画します。
- ・月2回の地域清掃を行います。
- ・利用者の気分転換を目的に外出を行いません。

4、感染症予防

- ・感染症予防については継続します。検温、過密な環境下でのマスクの着用、手指及び車両、物品の消毒、換気を行いません。
- ・日中活動や事業所内の行事では、利用者が密にならないように工夫をしていきます。

就労継続支援B型事業所めぐみ事業計画

はじめに

就労継続支援B型事業所めぐみは、通所利用者が日中活動の働く場として定員20名、契約利用者23名が通所されています。

就労系の事業所として、就労の場を提供しつつ、元気で生き活きと充実した日々を過ごせるよう支援していきます。

また、自立した社会生活を営む事ができるよう、知識・能力の向上に必要な訓練の機会を提供し、工賃アップにもつなげていきます。

1、日常生活支援について

- ・利用者の個性を尊重し、快適な毎日が過ごせるよう支援します。
- ・相談の場を積極的に作り、作業面・生活面・健康面等について支援します。

2、就労支援について

- ・下請作業を中心に行ない、グループ分けをして個々の能力にあった作業ができるよう支援していきます。(ペンやマジックのパッケージング作業、ろう付け前のリング入れ作業、機関紙等の発送作業、医療用スポイトバリ取り作業、自動車関係のエンジンルーム部品カット折り作業、清掃作業等)
- ・元請先との信頼関係を築き、安定した作業量を確保していきます。
- ・資源回収を通して、地域社会とのつながりを強くして、工賃アップを目指していきます。
- ・利用者の能力アップ・工賃アップのため、単価の良い新しい下請先の確保、積極的な受注量の拡大に努めます。

3、防災避難訓練について

- ・年2回の避難訓練を10月と3月に計画、実施します。

4、感染予防対策

- ・利用者及び職員の検温、マスク着用、手洗いと消毒の徹底、施設内及び送迎等の車輛の消毒、定期的な換気など感染予防対策を徹底します。

その他

- ・作業への集中力の維持を目的に、レクリエーションの時間を設け、運動不足の解消、基礎体力の強化、気分転換につなげます。
- ・G別旅行等のお楽しみ企画を行い、作業の合間のリフレッシュに努めます。

短期入所事業所あゆみ事業計画

はじめに

短期入所事業（単独型）あゆみは、定員 4 名です。市内外含め 30 名以上の利用者のご契約いただいています。

ご希望があれば、施設見学など積極的に実施しています。また、利用については、定期的な利用の他に、冠婚葬祭など緊急時の受け入れについても積極的に対応していきます。

栃木市くらしだいじネット（緊急短期入所）への協力も引き続き行い、担当者会議等へ出席をすることで、関係機関との情報共有や円滑な受入れにつなげていきます。

令和 6 年度も下記のような方針のもと、安心且つ安全に利用していただけるよう、各関係機関と連携し適切な短期入所サービスを提供していきます。

- 1、可能な限り、利用者及び保護者の利用目的に沿ったサービスを提供します。
- 2、契約時にアセスメントを行うと共に、利用中の非常事態の際の対応についても丁寧に説明をすることで安心してサービスを利用していただけるようにします。
- 3、基本的には事前予約をしてからのご利用になりますが、可能な限り突発的な依頼にも対応します。
- 4、関連する他事業所や相談支援専門員、保護者と情報交換を行い、事業所内での情報共有を図り支援体制を整えます。
- 5、栃木市くらしだいじネットに関連する会議には積極的に参加し、事業所全体で情報を共有し、緊急時に迅速且つ円滑な対応が出来るよう努めます。
- 6、利用者・職員の検温、施設内及び送迎車両の消毒、手洗い・うがい等感染症予防行い、全ての方が安心してご利用できる環境を整えていきます。

共同生活援助（介護サービス包括型）事業所ホームみどり事業計画

はじめに

昨年度は、新型コロナウイルス感染症対策を最優先に考え、利用者への支援方法を再度見直しました。法人全体での旅行や行事がない分、新たにホームみどり独自のイベントを増やし、利用者が楽しめる機会を少しずつ増やすことが出来ました。今年度は更に、昨年度の企画の見直しを行い、より利用者の要望に合わせた内容にします。

また、コロナ禍で保護者との面会が減少していますので、面会の在り方を再度検討し、安全に面会する機会を設けられるようにします。

1、日常生活支援について

- ・個々の利用者の能力に応じた支援を提供し、日常生活が快適に送れるようにします。利用者の状態に応じ、臨機応変に支援を提供出来るようにします。
- ・各棟の環境整備を随時行い、利用者が快適に不自由なく生活出来る環境を整えます。必要に応じて施設の修繕や改善を行います。

2、健康面について

- ・利用者が健康的な生活を継続していけるように、毎日の検温や様子観察を通し、健康状態の把握に努めます。体調不良者が出了場合には、看護師と連携し適宜対応を行います。
- ・疾病や怪我による通院については看護師との連携を図り、居宅介護事業所を利用するなどして、適切に対応出来るようにします。
- ・各事業所間の連携を図り、日中の様子や体調変化を把握出来るようにします。
- ・服薬管理、健康管理については看護師と連携を図り、適切に対応します。
- ・利用者の高齢化や能力の低下に伴い、転倒などのリスクも高まることから利用者の状態の把握に努め、危険なく生活出来るように支援を提供していきます。
- ・感染症を未然に防ぐため1日2回の設備の消毒のほか、利用者支援を行う際には職員の手洗いや消毒を徹底します。

3、余暇、外出支援、社会参加について

- ・社会参加や外出については利用者や保護者の要望を汲み取りつつ、利用者の身体的な負担にならない内容を居宅介護事業所と連携しながら提供していきます。
- ・ホームでの余暇時間の過ごし方については利用者の趣味嗜好を考慮し、楽しく生活出来るようにします。また利用者の過ごし方を観察し、快適に個々の生活が送れるようにします。
- ・新型コロナウイルス感染症予防を行いながらホーム内独自のイベントや楽しめる企画を提供します。

4、日中活動事業所との連携について

- ・各生活介護事業所、就労継続支援事業所との連携を密にとり、生活全般が生きがいをもって送れるようにします。

5、防災、避難訓練について

- ・法人の防災規定に基づき、避難訓練を計画、実施します。夜間避難訓練についても計画に基づき実施します。

6、空床型短期入所事業べるでについて

新型コロナウイルスに十分、注意をしつつ、受け入れの体制を取りたいと思います。

居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・移動支援事業所さんぽ道事業計画

はじめに

令和6年2月現在、サービスを提供している方は、「ホームみどり」26名、「ホームおれっち」3名、在宅40名の合わせて69名です。利用時間の増減はあり、休止している利用者様もいますが、おおむね、希望に沿ったサービスの提供をしております。

サービス提供責任者1名、常勤ヘルパー2名、登録ヘルパー3名の6名体制で業務を行っております。ヘルパーの就業時間の減少もありますが、調整をしながらサービスの提供を行っております。

1、利用者へのサービス提供について

- ・相談支援専門員からの情報を基に、利用者や保護者（GHや施設においてはサビ管、担当職員）からのニーズに沿った個別支援計画を作成し、サービスを提供出来るようにします。
- ・利用者からのニーズに寄り添い、本人の状態や要望の聞き取りも行いつつ、満足の出来るサービスの提供に努めます。
- ・日頃より利用者の心身の変化を気に掛け、相談支援専門員、各関係機関と情報共有、意見交換を行い、きめ細かいサービスが提供出来るようにします。
- ・利用希望者には可能な限りサービスの提供が出来るように配慮、調整を行います。

2、ヘルパー資質向上について

- ・毎月、ヘルパー会議を開催し、利用者様の情報共有を行い、適切にサービスが提供出来るようにします。また毎月テーマを決めて勉強会を開催し、資質向上に努めていきます。
- ・新人ヘルパーにはサービス提供に必要な資格研修への参加を促します。
- ・研修情報を随時ヘルパーに伝え、参加意識を高めます。
- ・ヘルパー同士、サービス提供責任者と情報共有が出来るようにこまめにコミュニケーションが取れるようにしていきます。
- ・サービス提供責任者からの情報提供、支援方法の伝達やアドバイスが随時行なえるように連絡相談を密に行なえるようにします。

3、事業展開について

- ・登録ヘルパーの稼働時間の減少もあり、今年度はどの程度利用者様の要望、希望に沿うことが出来るのか未知数ではありますが、調整をしながら可能な限り対応していきたいと思っております。
- ・ヘルパーの時間数の減少により、事業の継続も検討しなければならないと感じております。現在利用している利用者様のニーズを守るためにも、事業継続の方法を検討していきたいと思っております。

指定特定・指定一般・障害児相談支援事業所ぴあん事業計画

はじめに

当法人では、栃木市より特定相談支援事業及び一般相談支援事業、障害児相談支援事業の指定を受け総合的な相談支援体制を整えております。

引き続きこれまでの相談支援事業に取り組んで来た実績を生かして、高い自覚のもと、栃木市の中心となって事業を推進していきます。併せて県の相談支援の発展にも寄与していきます。

1、指定特定相談支援事業

当事業では「サービス等利用計画」の作成を中心に、利用者が夢と希望を持って生活できるような、より質の高い相談支援を進めます。

(1) 質の高い相談支援の実施

①サービス等利用計画の作成及びモニタリングの実施

- ・利用者のニーズと生活状況を総合的にとらえ、利用者が意欲を持って生活できるような計画を作成します。
- ・適切にモニタリング（ふりかえり）を行い、利用者のニーズと生活変化に対応した丁寧な支援を行います。

②利用者・家族、地域・関係機関に向けた情報の発信

- ・制度や支援に関する各種情報の発信・提供、当事業所の活動の広報を行います。

③研修等への積極的な参加

- ・支援技術・専門知識の習得等、必要な研修に参加しスキルアップ、ブラッシュアップをします。

④事業実施体制についての研究・提案

- ・相談記録やデータから課題を読み取り、必要とされる相談支援事業を研究、提案します。

(2) 地域づくり、相談支援事業の向上のための取り組み

- ・個別支援の中で抽出した地域課題を、自立支援協議会等に報告します。
- ・自立支援協議会のワーキンググループのメンバーとして参画し、地域のネットワークづくり、社会資源の改善・開発等の取り組みを積極的に進めます。
- ・市の相談支援事業の向上のために、各関係事業所、機関等と連携し円滑な関係を構築します。

2、指定一般相談支援事業

当事業は、入所施設や精神科病院等から退所・退院をするにあたって、地域移行に向けた支援を行う「地域移行支援」と、退所・退院した方、家族との同居から一人暮らしに移行した方等に対し、地域生活を継続していくための「地域定着支援」を行います。

指定事業所が少ない中、当事業所は先頭に立って、利用者が望む地域生活を実現し、夢と希望を持って生活できるような、質の高い相談支援を実施します。

(1) 地域移行支援

- ・移行希望者（候補者）の状況やGH等地域資源の受け入れ体制の把握。
- ・入所施設や病院から支援対象者の選定状況を把握。
- ・地域移行支援計画を策定し、地域生活のイメージづくり、施設内での自活訓練、外出支援、体験

利用・体験宿泊の利用調整、入居支援等を実施。

- ・地域支援関係者によるケース検討会や院内の退院支援委員会に参加。

(2) 地域定着支援

- ・地域支援関係者による支援担当者会議の実施。
- ・支援方針を確立し、定期訪問等による見守り、緊急時訪問支援、地域生活継続のための支援、住民の障がい理解の促進等の取り組みを実施
- ・緊急事態対応等のために、常時連絡ができる体制を確保します。

(3) 地域づくり、相談支援事業の向上のためのとりくみ

- ・積極的に事業展開し、栃木市内の地域移行・地域定着支援の拡大と活性化を図ります。
- ・個別支援の中で気づいた地域課題は、自立支援協議会等に報告し、解決のための取り組みを行います。また、くらしまるごとワーキンググループにおいて中心的役割も担います。
- ・栃木市障がい児者相談支援センター等と連携を図り、事業拡充、地域のネットワーク構築、社会資源の改善・開発等について、自立支援協議会等に提案します。また、令和4年2月に再開した市内唯一の精神科単科病院の大平下病院と連携を図り、栃木市の「精神障害者に対する包括的支援体制づくり」に向けて有機的な取り組みを進めていきます。

3、指定障害児相談支援事業

当事業は、障害児・発達障害児（以下「利用者」という）及びその家族に対し、利用者と保護者の子育てに関する不安を少なくし、将来自立した社会生活を営むことができるよう、ニーズの整理及び情報の提供、障害児支援利用計画、サービスの調整等の適切な相談支援を行います。

業務をすすめるにあたっての基本姿勢は、「指定特定相談支援事業」をベースとしますが、対象が児童であるため、就学や就職などライフステージとそれぞれの発達段階及び家族の姿に沿ったきめ細やかな相談支援を進めていきます。

- ①障害児支援利用援助：障害児通所支援を利用しようとする方に対して、障害児支援利用計画の作成を行い、サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ②継続障害児支援利用援助：定期的に利用状況の検証を行い、計画の見直し（モニタリング）を行います。

4、その他

- ・相談支援専門員として基本的な業務である個別支援と地域づくりのスキル向上を目的に、毎週定例会を実施し、事業所内に限らず地域の相談支援体制の発展への取り組みを進めます。また、法人内の新たな相談支援専門員を育成するため、法定研修受講可能な職員に対する働きかけや、希望者に対する助言・指導等を行います。
- ・法人の各事業所の会議に積極的に参加し、個別ケースワークのことに限らず、制度や医療、障害特性など基本的な知識・技術や、円滑な会議運営に必要なファシリテーションスキルやコミュニケーションスキル等の習得につながる勉強会等を行います。
- ・県自立支援協議会相談支援部会の研修ワーキングメンバーとして、栃木県等の相談支援専門員の人材育成、質の向上、ネットワーク作りに係る取り組みに積極的に参加し、その成果を事業に還元します。
- ・県内外の事業所等から、相談支援に関することに限らず、多岐にわたる障害福祉に関する研修やOJTによるスーパーバイズなどの依頼に応じ、他分野とのネットワークの拡がりと共に当事業所の信頼と支援の質の向上につながるようにします。

児童発達支援事業所ふわり事業計画

はじめに

放課後等デイサービスとの多機能型事業所として定員10名での事業運営を行います。

心身障がい児及び発達に何らかの問題があり、支援を必要とする就学前の児童を対象とし、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の習得、集団生活への適応訓練、その他必要な支援及び療育を提供します。

就学に向けた支援を提供していくと共に、保護者とのコミュニケーションを密に図ることで、困りごとや相談ごとが話しやすい環境を作るなど保護者支援に努めます。また、保健、福祉、教育等の関係機関と連携し、児童の心身の状況の把握・共有に努めます。

登録者数が減少傾向にあるため、積極的に見学者を受け入れると共に、研修等に参加することで児童発達支援管理責任者と職員のスキルアップに繋げ、利用児童の確保に努めます。

1、自立した日常生活を営むための必要な訓練

- ・発達に沿った個別プログラム
- ・食事、排泄、衣服の着脱
- ・清潔の保持、整理整頓
- ・ルールのある遊びの提供
- ・ソーシャルスキルトレーニング（対人関係など社会生活に必要なスキルを学ぶ）
- ・ワーキングメモリー（行動の目標や計画を記憶しておくための重要な脳の働き）

2、身体機能を高める訓練

- ・歩行訓練、公園遊具遊び、プール遊び（7月～8月）
- ・感覚統合（複数の感覚を整理したりまとめる脳の機能）の強化
- ・体幹トレーニング、リズム運動

3、交流の機会の提供

- ・絵画や工作、音楽を通じた活動
- ・公共施設への見学
- ・調理実習、野菜の栽培、生き物の飼育
- ・保護者向け相談会、親子参加イベント

4、余暇の提供

- ・季節の行事
春（4月～6月） お花見、植物の植え付け
夏（7月～9月） 七夕、十五夜、ミニ運動会、お祭り
秋（10月～12月） ハロウィン、収穫体験、クリスマス
冬（1月～3月） 初詣、節分、ひな祭り

5、安全の確保

- ・毎月1回 火災避難訓練
- ・年1回 引き渡し訓練、災害避難訓練

6、情報の開示

- ・年1回 事業所評価の実施及びホームページでの公表
- ・季刊誌「ハーモニカ」やSNS（インスタグラム）による活動報告

7、職員の質の向上

- ・事業所内での会議、勉強会の実施
- ・外部研修会への参加
- ・ペアレントトレーニング、ソーシャルスキルトレーニング実施に向けた研修の受講

放課後等デイサービス事業所かぜのこ事業計画

はじめに

放課後等デイサービス児童発達支援との多機能型事業所として定員10名での事業運営を行います。心身障がい児及び発達に何らかの問題があり支援を必要とする児童生徒を対象とし、日常生活を送るための基本動作の習得、集団生活への適応に向け必要な支援及び療育を提供します。

保護者とのコミュニケーションを密にとると共に、保健、福祉、教育等の関係機関と連携し、児童の心身の状況の把握・共有に努めます。また研修や勉強会へ積極的に参加することで、児童発達支援管理責任者、職員のスキルアップに努めます。

1、自立した日常生活を営むための必要な訓練

- ・発達に沿った個別プログラム
- ・食事、排泄、衣服の着脱
- ・清潔の保持、整理整頓
- ・ソーシャルスキルトレーニング（対人関係など社会生活に必要なスキルを学ぶ）
- ・ワーキングメモリー（行動の目標や計画を記憶しておくための重要な脳の働き）
- ・学習支援（読み書き、数字、計算、時計、金銭感覚など）

2、身体機能を高める訓練

- ・歩行訓練、リズム運動、プール遊び（7月～8月）、公園遊具遊び、
- ・感覚統合（複数の感覚を整理しまとめる脳の機能）の強化
- ・体幹トレーニング

3、交流の機会の提供

- ・絵画や工作、音楽を通じた活動
- ・公共の施設への見学
- ・調理実習、野菜や生きものの育成
- ・買い物学習や交通機関利用などの体験学習
- ・保護者向け相談会

4、余暇の提供

- | | | |
|--------|------------|--------------------|
| ・季節の行事 | 春（4月～6月） | 新入生歓迎会、お花見、野菜の植え付け |
| | 夏（7月～9月） | 七夕、十五夜、ミニ運動会、おまつり |
| | 秋（10月～12月） | 収穫体験、ハロウィン、クリスマス |
| | 冬（1月～3月） | 初詣、節分、ひな祭り、卒業生送別会 |

5、安全の確保

- ・毎月1回 火災避難訓練
- ・年1回 引渡し訓練、災害避難訓練

6、情報の開示

- ・年1回 事業所評価の実施及びホームページでの公表
- ・季刊誌 「ハーモニカ」やSNS（インスタグラム）による活動報告

7、職員の質の向上

- ・事業所内での会議、勉強会の実施
- ・外部研修会への参加
- ・ペアレントトレーニング、ソーシャルスキルトレーニング実施に向けた研修の受講

日中一時支援事業所あゆみ事業計画

はじめに

日中一時支援事業所あゆみは、市内にお住いの方のほか、近隣の市町にお住いの方にもご契約いただいています。引き続き、利用者や保護者の様々なニーズにお応えし、安心安全を第一にサービスを提供していきます。

基本的には事前予約に沿った利用となりますが、冠婚葬祭などの緊急時の受入れについても可能な限り対応していきます。法人内事業所及び、他法人事業所の受け入れはもちろんのこと、学校の放課後等のご利用についても積極的に受け入れをしていきます。利用者及び保護者が安心して過ごして頂けるよう、年齢や特性を考慮したサービス提供及び環境整備に努めていきます。

これらを踏まえて、本年度は次の方針のもと、利用者を中心に各関係機関、保護者と連携を図りながらサービス提供をしていきます。

- 1、可能な限り、利用者及び保護者の意向・利用目的に沿ったサービスを提供します。
- 2、サービス利用にあたっての利用者、保護者の不安な気持ちを汲み取ることで信頼関係の構築につなげます。
- 3、家庭、学校、その他関係機関と情報を共有すると共に、必要に応じ面談やモニタリングを実施し、個々に合ったサービス提供に努めます。
- 4、利用者が心地良いと感じられる環境を模索し、提供出来るよう努めます。
- 5、室内外の活動を通し、季節を感じられるような余暇を提供することで、利用者同士のコミュニケーションが図りやすい環境づくりに努めます。
- 6、ボランティア、実習生、学生アルバイト等を積極的に受け入れ、風通しの良い環境を作ります。
- 7、利用者・職員の検温、施設内及び送迎車両の消毒、手洗い・うがいなど感染予防を図り、全ての方が安心して利用できる環境を整えます。